

Bridge通信

No.26 平成26年5月発行

『事例』から学ぶ育児と労務管理のポイント

第15回 懲戒処分決定までの対応ステップ（順序）



先生、今回の事故についての懲戒処分を下すにあたり、どのような段取り、ステップで行っていきばいいのでしょうか？

そうですね。第11回（平成26年1月号）でも少し触れましたが、会社が行う懲戒処分については、刑罰を下す場合と同様の規制があります。会社が行った懲戒処分が適切なステップ（順序）を行っていなかったために、懲戒処分が無効、または新たな争いの火種とならないよう以下のようなステップを意識して処分を下すようにしましょう！



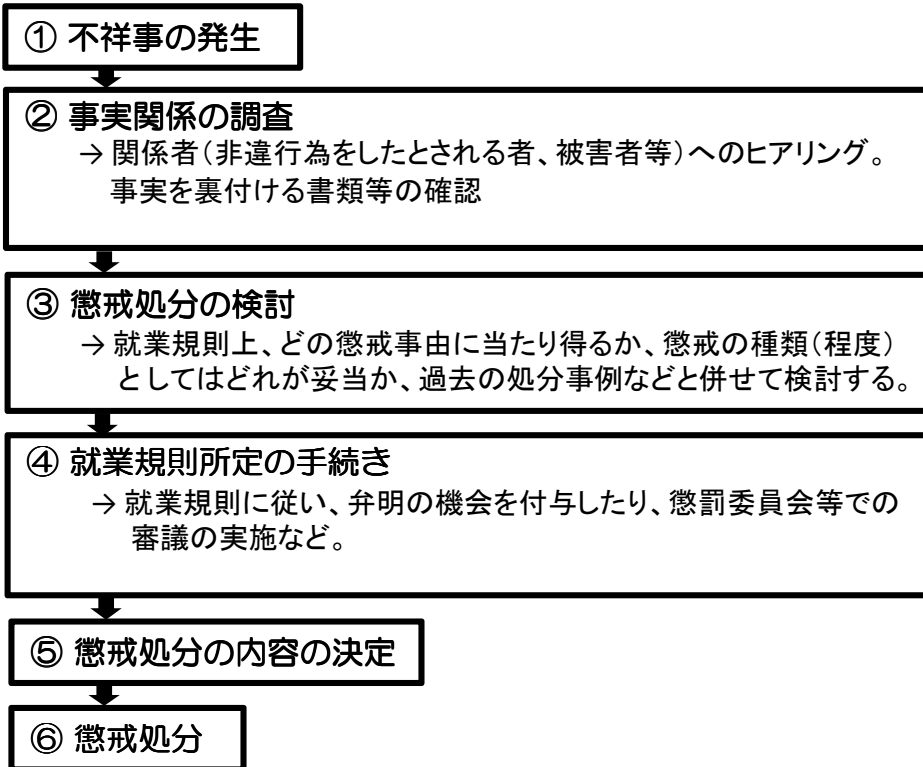
社労士さん
そこが知りたい！

『懲戒処分の留意点＋処分を下すまでの流れ』

【留意点】

- ① 罪刑法定主義 → 懲戒事由（秩序違反行為）と懲戒罰の種類はあらかじめ就業規則に規定していなければならない
- ② 不遡及の原則 → 根拠となる規定が定められる前の秩序違反行為には懲戒処分が与えられない（不意打ちの禁止）
- ③ 一事不再理の原則 → 同一時期、同一の秩序違反行為について二重に処分してはならない
- ④ 相当性の原則 → 秩序違反行為に対するその懲戒処分は妥当であるか（重すぎないか）
- ⑤ 平等取扱いの原則 → 同じ秩序違反行為に対して過去も同程度の懲戒処分を下しているか
- ⑥ 適正手続 → 懲戒処分を行うにあたって、事実確認や弁明機会等を設けているか

【処分を下すまでのステップ】



（有）上東労務管理事務所

子育て支援研究室 Bridge

上東事務所

👉 Click

鹿児島市薬師二丁目24番26号

TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680

ホームページもご覧ください